

歴史総合 漢字テスト3 明治維新と日本の立憲体制

20 () 年 () 月 () 日 () 年 () 組 名前 ()

1. 古代, 天皇は日本を支配した ruled が、^{ぶし}武士の時代 Samurai government は、力 controlling power がなかった。
2. 日本は近代 国家 modern state に変わる。
3. ^{せんご}戦後、天皇は政治に関係しない stay out of politics。
4. ^{えど}江戸を^{とうきょう}東京と^{なまえ}名前を変えて首都 capital になった。
5. 政治の目標 goal は、中央集権 国家 centralized state をつくる。
6. 新政府 The New Government の半分 half が、^{おうべい}欧米^でに出かけた。
7. 外国に行った目的 the purpose は何？
8. ^{にほん}日本に残った remaining 人たちがやった仕事 performance
9. 1872 年 ^{ぎむ}義務教育 compulsory education が始まった start。

10. 1873 年 満 20 歳 になった 男 子 は 軍 隊 ^{ぐんたい} army に 入 る。

11. 1873 年 税 金 tax の集め方 collection system の 基 準 ^{きじゅん} standard を

土 地 ^{とち} land の 値 段 price にした。

12. 使 節 団 が 帰 国 ^{しせつだん} coming home して, 産 業 modern industry を 育 て た cultivate。

13. 近代国家の 条 件 modern state conditions はなんですか。

14. 憲 法 constitution の 準 備 prepare でヨーロッパに 調 査 investigate に行く。

15. 大 日 本 帝 国 憲 法 ^{だいにっぽんていこく} Constitution of the Japanese Empire の 内 容 contents

16. 国 民 が 選 挙 ^{こくみん} election で 選 ん だ elected 代 表 representatives

17. 国 民 は 法 律 の 範 囲 ^{こくみん} で within the limits of the law 自由がある。

歴史総合 漢字テスト 3 明治維新と日本の立憲体制 解答

20 () 年 () 月 () 日 () 年 () 組 名前 ()

1. 古代, 天皇は日本を 支配した ruled が、武士の 時代 Samurai government

は、力 controlling power がなかった。

2. 日本は 近代国家 modern state に 変わる。

3. 戦後、天皇は 政治 に 関係 しない stay out of politics。

4. 江戸を 東京 と 名前 を変えて 首都 capital になった。

5. 政治の 目標 goal は、中央集権 国家 centralized state をつくる。

6. 新政府 The New Government の 半分 half が、欧米 に出かけた。

7. 外国に行った 目的 the purpose は 何 ?

8. 日本に 残った remaining 人たちがやった 仕事 performance

9. 1872 年 義務教育 compulsory education が 始まった start。

10. 1873 年 ^{まん} ^{さい} 満 20 歳 になった ^{だんし} ^{ぐんたい} 男子 は 軍隊 army に ^{はい} 入る。

11. 1873 年 ^{ぜいきん} 税金 tax の ^{あつ} ^{かた} 集め方 collection system の ^{きじゅん} 基準 standard を

^{とち} 土地 land の ^{ねだん} 値段 price にした。

12. 使節団が ^{しせつだん} ^{きこく} 帰国 coming home して、^{さんぎょう} 産業 modern industry を ^{そだ} 育てた cultivate。

13. 近代国家の ^{きんだいこっか} ^{じょうけん} 条件 modern state conditions はなんですか。

14. ^{けんぽう} 憲法 constitution の ^{じゅんび} 準備 prepare でヨーロッパに ^{ちようさ} 調査 investigate に ^い 行く。

15. 大日本帝国憲法 Constitution of the Japanese Empire の ^{ないよう} 内容 contents

16. 国民が ^{こくみん} ^{せんきよ} 選挙 election で ^{えら} 選んだ elected ^{だいひよう} 代表 representatives

17. 国民は ^{こくみん} ^{ほうりつ} 法律 の ^{はんい} 範囲 で within the limits of the law ^{じゆう} 自由 がある。